

○松戸市安全・快適まちづくり協議会の組織及び運営に関する規則

平成16年 1 月30日

松戸市規則第 1 号

改正 平成16年 3 月31日規則第49号

平成25年 3 月29日規則第12号

平成30年 9 月12日規則第57号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松戸市安全で快適なまちづくり条例（平成15年松戸市条例第22号。以下「条例」という。）第16条第 4 項の規定により、松戸市安全・快適まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 条例第16条第 2 項の規定により市長が任命する協議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 会長は、協議会の議事の概要及び出席者を記載した議事録を調製し、これに署名しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民部市民安全課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日松戸市規則第49号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日松戸市規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月12日松戸市規則第57号)

この規則は、平成30年9月12日から施行する。